

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO95

発行責任者 畑中 正好 発行日 2013年1月15日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 明けましておめでとうございます

### 編集部座談会

## いよいよ判決・政調費訴訟

### 判決期日

### 1月29日午後1時15分

明けましておめでとうございます。  
今年、県議・政務調査費訴訟の判決が1月29日にあります。結審してから1年。待ちに持った判決です。また、昨年7月頃に浮上した田辺市の宮田政敏元市議が関係する補助金不正受給問題の田辺市の調査結果はもとより県の結果も不十分であるとして、現在、独自の調査を行っています。みな様のより一層のご支援、ご協力をお願い致します。

阪谷 明けましておめでとうございます。  
井上 畑中 迫問 おめでとございます。

畑中 そうです。29日です。是非、判決を聞きに来て下さい。

### 今年もよろしく願います

阪谷 井上 畑中 迫問 読者や会員のみならず。今年もどうかよろしく願っています。  
阪谷 この1月、いよいよ判決ですね。政務調査費訴訟の。

迫問 田辺市の宮田政敏元市議が関係する補助金不正受給問題の独自調査を、昨年暮れから行っていました。目途は。

畑中 正月も返上で行なっていますね。裁判所の法廷でお待ちしています。

井上 先に、政調費訴訟判決の見通しを伺います。どう予想していますか。  
畑中 それはもちろん、全面勝訴と言いたいのですが……。  
迫問 希望的ですか。畑中 いいえ、希望的ではなく、全額の返還とまではいかないにしても、いい線までは返還が認められると確信しています。  
阪谷 返還請求額を確認させて下さい。  
畑中 計1億5202万7826円です。提訴時から1名取り



# 政務調査費訴訟判決の注目点を語る

下げたことによりその分、減額していません。

井上 小原泰元議員が提訴した直後に死亡されたからですね。

阪谷 対象人数は。

畑中 だから1人減の計40名、議員あるいは元議員計40名が対象としています。

迫間 えーと。ちっと待つて下さい。江上

議員も死亡したのじやなかったですか。

畑中 江上議員も死亡しました。そのとおりです。しかし、江

上議員の請求は取り下げていません。それは、裁判の審理が、

相当進んだ段階でしたので、取り下げないことにしたからです

阪谷 40名のうち請求

額が一番高額は、誰ですか？

畑中 向井議員です。請求額は約755万円です。

阪谷 一方、最低額は？

畑中 新島議員の約61万円です。

阪谷 私たちの請求についてもう少し伺いますが、対象年度と対象項目は？

畑中 03年度から05年度の3年間であり、対象項目は、事務費、事務所費、人件費の3項目です。ただ、大沢議員のみ02年度の事務費を対象に加えています。

迫間 その3項目のみを対象にした理由は？

井上 他の6項目の支出は領収書の写しが開示されますが、その3項目は領収書が全く開示されず、使途の詳細が不明だから対象にしたという

## 相当額の返還

## 認められると期待

ことでしたな。

畑中 ええ、闇に隠し、隠れていい加減な支出をしている疑いがありましたので。

井上 領収書の開示を促す意図もあつた。畑中 そうです。

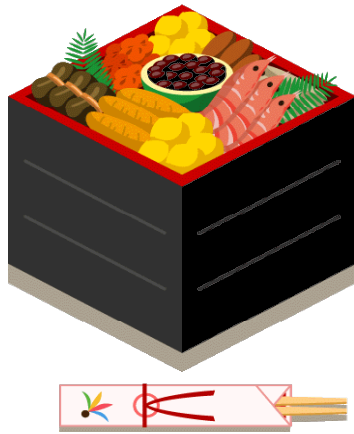


私も期待しています。迫間 興味本位では、40名のうち、誰が一番返還額を多く認められるか気になりますね。

阪谷 いずれにしても、判決が認める返還額が予測不能だとしても、返還が認められるためには、その根拠となる主張が認められる必要があります。いわゆる争点と言われていますが、そのポイントは。畑中 うーん。簡単に述べるのはたいへん難しいですが、私が注目しているところはあります。

井上 それは、どのような。畑中 まず、県の規程にある使途基準の定めや運用の手引きの定めの中で、条例や法に反する定めは違

決ですが、予測できませんか。畑中 もちろん。全面敗訴というようなことはないですが、請求額に対してどれだけの金額の返還を認められるかは、ちょっと、予測不能です。



# 対象40名の現・元県議 返還請求額計約1億5202万円

法であると主張して  
います。この点に対  
する判断は注目して  
います。  
阪谷 それが違法だと  
認められれば、イン

パクトがありますね。  
畑中 そうです。使途  
基準や運用の定めが  
法や条例の定めにと  
る場合、違法だと  
判断された判決は未  
だありませんから。

迫間 次は？

畑中 会計帳簿  
に関する判断  
です。

井上 裁判では、  
殆どの議員が  
会計帳簿を提  
出してこなか  
ったじゃない  
ですか。また、提出  
があつても、実質的  
に適正な会計帳簿と  
言うことができない  
と反論していました。

畑中 だから、県の規  
程からすれば、支出  
に、領収書等の裏付  
けがあり、その支出  
が会計帳簿に記載計  
上されたものでなけ  
れば、違法であると

しました。

阪谷 なるほど、それ  
も注目に値しますね。

井上 会計帳簿にも掲  
載していない支出を、  
裁判になった後から、  
これもそうだという

## 争点に対する裁判所の判断の注目点

### 日常的な事務所設置の必要性

### 妻や親族の雇用 県政ニューズ等々

のはおかしい。でな  
ければ、会計帳簿を  
付ける意味がない。

阪谷 もっともなこと  
とだと思われれますね。

畑中 でしょう。

迫間 それから。

畑中 交付された収入  
額を超える支出額を  
計上して、それが政  
調費の対象経費と言  
い、その内金に充当

したとすることに

対して、これは違法  
だと主張しています。

井上 交付される額に  
は限度があり、それ  
を支出して枯渇して  
しまうと、充当する

畑中 はい。

迫間 まだありますか。

畑中 ええ、事務所の  
設置に関することで  
す。事務所費を支出  
している大抵の議員  
は、日常的に事務所  
を設置して

井上 妻や親族の雇用  
費に政調費支出は許  
さないとというのが提  
訴の目的の一つだつ  
たと記憶しています  
が、その点は。

畑中 その点もそうで  
す。注目に値します。

迫間 妻や親族の雇用  
があるのは、誰です  
か。

畑中 妻の雇用は、浅

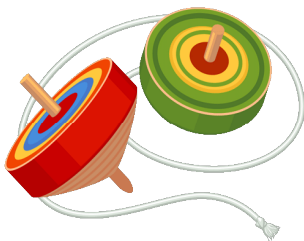
井議員、宇治田議員、

浦口議員、大沢議員、  
尾崎要二議員、下川  
元議員、須川元議員

野見山元議員、平越  
元議員及び森元議員  
らです。親族の雇用  
は、浅井議員、木下  
元議員、谷議員、向  
井議員らです。

井上 携帯電話の通話  
料金は一切認められ  
ないとしていました。

畑中 そうです。携帯  
電話は容易にどのよ  
うなことにも使用



できます。政務調査だけに使用することなど考え難いでしょう。だからです。

井上 県政報告ニュース代も一切否定しています。

畑中 県政ニュースは、

県や議会が公金を使って発行しています。

だから、議員ら個人に認める必要性はないとしました。それに、議員が発行すれば、どうしても議員の写真を載せたりしてその議員の宣伝が主目的になります。

迫問 これまでほどの

議員らにも適用される問題でしたが、議員個人毎の注目はいかがですか。

畑中 議員ら個人の注目をあげれば、それこそ多岐にわたります。それを挙げているときりがあります。

せんが、挙げるとすれば、まず、浅井議員です。浅井議員は、同議員が代表者を務める会社が所有する

事務所の賃借料への支出がどう判断されるか、です。

井上 東元議員は、議員を辞めるに際して、

資料を廃棄したと主張してしまいましたね。これもじゃないですか。

畑中 そうです。同じように、阪部元議員も火事で焼失したなどと主張して裏付け

資料を一切提出していません。廃棄ある

いは消失したことに對する判断も注目点です。

迫問 他には。井上 長坂議員は、母親が所有する建物の一室の賃貸料に支出

していました。これもそうですね。畑中 政治資金との関

連で違法性を主張したのもあります。

## 大拡用途

# 改正 政務調査費の県条例

## 要望陳情活動経費に交付すると明文化

井上 判決に関連する

ことは、それぐらいにして次の話題に移りませんか。

畑中 そうですね。

阪谷 政務調査費といえ、先の12月県議会で改正されました。マスコミは、すべて

の支出1円から領収書を提出することなどにしたことを好意的に報じていました

が、単純にそうみていいのでしょうか。

井上 それは違うでしょう。畑中さん。畑中 はい。用途を拡

大するつもりでもない

改正だと言うべきです。前号に掲載しましたが、改正が予想

され、調査研究外への拡大が懸念されたことから、厳格な使途基準及び使途の透明化を求める申し入

れを行っていました。

阪谷 そうでした。その申し入れの柱は、調査活動に關連

しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定めること

の領収書や、会計帳簿、活動報告と視察報告の写しの提出・開示を求めています。これらはどうなりましたか。

畑中 1円からの領収書の写しの提出だけが実現したようです。井上 それは、全国的にはすでに、当たり前のことじゃないですか。

畑中 そうです。全国的な恥ずかしい遅れを改善したに過ぎま



せん。それより問題は。

迫間 問題があるので

畑中 はい。先ほども

言ったように用途を

拡大しているからで

す。すなわち、改正

条例にあらたに第2

条を加え、政務活動

費を充てることがで

きる経費の範囲に、

「要請陳情等活動費」

という項目が明記さ

れました。明白な使

途の拡大です。

阪谷 とすると、名称

す。しかし、判決で

違法とされたものに

まで拡大することは

許されない、と言っ

べきです。

井上 そんなことはさ

せないようにしない

と。今まで以上に監

視活動を強める必要

がありますね。

阪谷 話変わりますが、

田辺市の宮田元市議

の補助金不正問題で

は、報告していただ

けることありますか。

畑中 田辺市の補助金

について調査してい

た田辺市は、一概に

不適切とはいえない、

として調査を終結し

ました。

井上 県は、一部不適

切として返還や刑事

告訴まで行ったのに、

ですか。

畑中 そうです。県と

は制度が異なるなど

と言います。そこで、

地元の団体とも協力

しながら、田辺市の

誤っているとして再

調査の申し入れを行

いました。しかし、

拒否されました。

迫間 今後、どうされ

るのですか。

畑中 住民監査請求を

する方向で、田辺市

の人達と検討してい

ます。

阪谷 はい、それでは

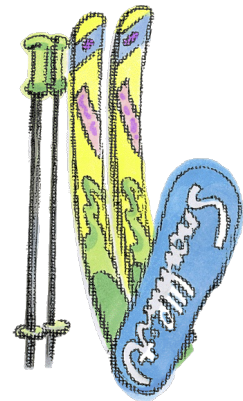
この辺で。今年もが

んばりましょう。

この辺で。今年もが

## 宮田元田辺市議補助金不正問題

# 田辺市の補助金・住民監査請求を検討



## 当面の予定

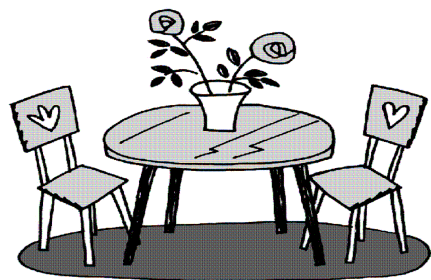
- 1月15日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 1月23日 AM 11:00 ~  
第5回全員会議
- 1月29日 PM 1:15 ~  
県議政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟・判決(旧裁判)
- 2月25日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 2月26日 AM 11:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 3月18日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 3月27日 AM 11:00 ~  
第6回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟(2件目裁判)

裁判は、12月18日に行われました。裁判官が、県側に、裏付け証拠の提出について、1月29日にある旧裁判の判決をみて、再考するよう促しました。

次回、2月26日午前11時からです。



## 次回会員会議のご案内

日時 1月23日(水)午後6時 ~  
場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい